

令和2年度

民事事件担当裁判官等協議会

協議結果要旨

最高裁判所事務総局民事局

この資料は、令和2年10月に、東京（福岡高等裁判所と共に）、大阪（広島高等裁判所、高松高等裁判所と共に）及び名古屋（仙台高等裁判所、札幌高等裁判所と共に）の各高等裁判所において開催された民事事件担当裁判官等協議会の協議結果の要旨を取りまとめたものである。各協議結果の概略は次のとおりである。

なお、各府で議論していただく際に参考となる部分について、下線を付した。

1 協議事項1（争点整理の基本的取り方についての議論状況及びこれを踏まえて各府において取り組むべき課題）について

民事訴訟の審理運営改善の取組を進めるに当たっての出発点を共有するためには、争点整理の目的やそれを達成するための審理の取り方といった基本的な点について、改めて意識的に議論することが必要と考えられるところ、協議事項1においては、令和元年度民事事件担当裁判官等協議会以降、各部・各府において実践された取組について議論された。

協議の結果、個別具体的な事件に関する意見交換については、各府・各部で様々な工夫が行われていたものの、争点整理の基本的な取り方に立ち返った上で汎用性のあるレベルでの意見交換については、一部の府で行われているにとどまっていた。もっともそのような議論を行う必要性についてはおおむね異論がなく、そのための素材の設定が課題であると思われた。

2 協議事項2（充実した審理判断を行うための現行法上の諸規定の活用や実務上の工夫等）について

協議事項2においては、協議事項1で取り上げた争点整理の基本的取り方についての議論を前提に、民事訴訟法及び同規則の下で充実した審理判断を行うため、どのような規定をどのように活用していくべきか、あるいはどのような実務上の工夫等が考えられるかについて、審理の段階や目的に照らし、その効果や活用に当たってのあい路や克服策といった観点から具体的な意見交換が行われた。

協議の結果、現在の実務は、必ずしも民事訴訟法や同規則の規定しているとおりに実現できていないものの、他方、あまり利用されていない規定の中には、充実した争点整理に有用な規定もあり、争点整理手続の改善に向けた議論の多くは、現行の民事訴訟法や同規則の規定を活用し、あるいはそれに実務上の工夫を加えることで実現できることが明らかになった。そこで、そのための実務上のあい路や各府の実情を乗り越えて、より充実した審理を実現するためには、各府・各部の実情や課題に応じた活発な議論を行う必要性が確認された。

協議事項 2 で行われた、現行法上の諸規定の活用や実務上の工夫に関する議論は、それ自体が大切であることはもちろんあるが、協議事項 1 で取り上げた争点整理の基本的な在り方についての議論を行う際の素材としても有用であると思われる。すなわち、争点整理の基本的な在り方に立ち返った上で汎用性のあるレベルでの意見交換を行う際には、適切な素材の設定が課題となる。本協議会のアンケートの取りまとめ結果は、協議事項 2 で取り上げられなかつた項目を含めて、争点整理の基本的な在り方に立ち返った議論を行う上で素材の一つとなり得ると考えられる。例えば、アンケートに取り上げられた項目のうち、利用されているものについてはその活用場面について、利用されていないものについてはその理由から議論することが考えられるほか、自庁が活用していないが他庁が活用しているものについては、自庁でも活用できないかといった形で議論を広げることも考えられる。

このように、アンケートの取りまとめに加えて、本資料も下線部を付した部分を中心として、各部・各庁における議論のための素材になり得ると考えられるので、これらを活用して、争点整理を始めとする訴訟運営の在り方に関する議論を継続し、IT 化後の民事訴訟も見据えた運営改善につなげていただくようお願いしたい。

目 次

協議事項 1 争点整理の基本的取り方についての議論状況及びこれを踏まえて各庁において取り組むべき課題	1
1 問題状況	1
2 具体的な取組	1
(1) 具体的な事件を素材とするもの	1
(2) 具体的な事件を素材としていないもの	2
(3) 新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言を契機としたもの ..	2
3 協議事項 1 に関する議論のまとめ	3
協議事項 2 充実した審理判断を行うための現行法上の諸規定の活用や実務上の工夫等	4
第 1 訴え提起から訴訟の初期段階について	4
1 訴状の審査や補正における工夫	4
2 第 1 回期日指定の際の工夫	6
第 2 争点・証拠の整理段階について	6
1 事案の早期把握	6
2 計画的審理	8
3 口頭議論の充実, 心証開示	8
4 準備書面の督促	10
5 争点・証拠の整理の結果の記録化・共有	11
6 準備書面の分量の目安設定	13
7 証拠の厳選	14
第 3 判決について（新様式判決の意義）	15
第 4 協議事項 2 に関する議論のまとめ	16

協議事項 1 争点整理の基本的取り方についての議論状況及びこれを踏まえて各庁において取り組むべき課題

第1 部総括裁判官からの働き掛けについて

- 争点整理の目的を確認し、そのための手法を共有・継承していくために、部総括裁判官は、陪席裁判官に対してどのような機会を利用して、どのような題材で働き掛けを行っているか。働き掛けの中で有効と感じられた工夫例はあるか。

第2 陪席裁判官としての取組について

- 陪席裁判官は、争点整理の目的を踏まえた適切な争点整理の手法を身に付けるために、どのようなことを意識して取り組んでいるか。また、部総括裁判官からの働き掛けで有用と感じたものや、働き掛けの方法等で改善すべき点としてどのようなものがあったか。

1 問題状況

- 令和元年度民事事件担当裁判官等協議会（以下「令和元年度協議会」という。）において、争点整理における口頭議論等の技法を共有・継承していく前提として、部総括裁判官は陪席裁判官に対する働き掛けを行い、陪席裁判官も主体的・積極的な姿勢で議論するなどしていくという、意識的な取組が求められることが確認されたところ、どのような機会を利用して陪席裁判官に働き掛けることが効果的か、その際の議論の題材としてどのようなものが考えられるか、働き掛けによってどのような効果が期待されるか等の具体的な取組の在り方については、今後の検討課題とされていた。そこで、協議事項 1 では、令和元年度協議会以降、各部・各庁において実践された取組等について意見交換がされた。

2 具体的な取組

- 具体的な取組としては、具体的な事件を素材とするものとそれ以外のものが紹介された。

(1) 具体的な事件を素材とするもの

- 具体的な事件のうち、自らが担当する事件処理を通じての取組としては、右陪席裁判官の単独事件を合議に付した事件の処理に当たって、期日前の合議の際に争点整理の手法について議論するほか、期日において裁判長の争点整理の実際の進め方を見せる等の取組が紹介された。また、簡裁からの控訴事件のうち、事実認定が不十分なものは、事案があまり複雑でないため、争点整理の在り方を議論するのに好素材であるとの指摘もあった。

- それ以外に、具体的な事件を素材にしたものとしては、次のようなものが紹介された。
 - ① 部総括裁判官は、日常の執務に当たって、他の裁判官のやりとり（弁護士に電話をする際のやりとり、書記官室とのやりとり等）に注意を払い、適時に相談に応じる。
 - ② 単独事件に関して部内で疑似合議を行う。
 - ③ 単独事件のうち付合議相当な事件があるかについて定期的な棚卸しを行い、審理に当たっての悩みの相談に応じる。
 - ④ 合議体の構成員でない裁判官も他の合議体の合議に参加する。
 - ⑤ 争点整理見学会（弁護士会の了承も得た上で、右陪席が他の部の部総括裁判官の弁論準備手続を見学する。）を実施する。
 - ⑥ 高裁からの戻り判決を活用する（ただし、高裁の判断を無批判に受け入れることのないようにすべきであるとの意見が出された。）。
 - ⑦ 高裁との意見交換会の際に、地裁と高裁とで結論を異にした事案について意見交換を行う。
 - ⑧ 和解成立後に、双方代理人から個別に訴訟指揮について（暫定的心証開示の時期、有益であった訴訟指揮、当事者本人を期日に同行した際の話し方等について）意見を聞き、振り返りを行う。
- (2) **具体的な事件を素材としていないもの**
 - 具体的な事件を素材としていないものとしては、①司法研修所で行われた講演の講演録や雑誌等に掲載されている争点整理に関する文献を素材として議論を行う、②事案を想定した争点整理についての文献を素材として裁判所内部で争点整理の進め方について議論した上で、同じ素材を活用して弁護士会との間で意見交換を行うなどの取組が紹介された。
- (3) **新型コロナウィルス感染症による緊急事態宣言を契機としたもの**
 - 以上の議論に加えて、新型コロナウィルス感染症による緊急事態宣言の解除後に、争点整理の進め方に関連して、各庁で次のような点につき、議論が行われたことが紹介された。
 - ① 未済事件について、長期未済事件など優先的に処理する事件はどれかを検討する。
 - ② 期日を開くことのできる事件総数が限られている中で、各期日等の目的（訴訟行為が必要か、口頭での議論が必要か、書面の交換で足りるかなど）を踏まえて、どのような手続を選択し、どのような順番で期日を入れていくのかを検討する。
 - ③ 機械的に約1か月に1回、期日を指定する運用を見直し、期日間に双

方の主張を往復させるなど準備に必要な期間を踏まえた期日指定を行うことを検討する。

④ 隔週で開廷するとした府において、裁判官は非開廷週においても、電話又はファクシミリによる期日外釈明を活用するなどして、事件を進行させることができ可能ではないかを検討する。また、当事者を出頭させないで事件を進めるためにどのような方策が考えられるかを検討する。

3 協議事項 1 に関する議論のまとめ

- 個別具体的な事件を素材とした働き掛けについては、各府で様々な工夫が行われていたが、争点整理の基本的な在り方に立ち返った上での汎用性のあるレベルでの意見交換については、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の解除後に事件の進行の仕方について若干の議論が行われたほか、活発に行われていた府も見られたものの、多くの府ではそれほど進んでいなかった。
- もっとも、そのような議論を行う必要性については、おおむね異論がないと思われ、そのためには議論の素材が必要となる。民事局からは、本協議会のアンケートの取りまとめ結果は、協議事項 2 で取り上げられなかった項目を含めて、争点整理の基本的な在り方に立ち返った議論を行う際の素材にしてもらいたいとの提案がされた。

協議事項2 充実した審理判断を行うための現行法上の諸規定の活用や実務上の工夫等

現行民事訴訟法及び同規則の諸規定の活用や実務上の工夫等として、以下の審理の段階ごとに、どのようなものが考えられるか。

第1 訴え提起から訴訟の初期段階について

- 1 訴状の審査や補正における工夫
- 2 第1回期日指定の際の工夫

第2 争点・証拠の整理段階について

- 1 事案の早期把握
- 2 計画的審理
- 3 口頭議論の充実、心証開示
- 4 準備書面の督促
- 5 争点・証拠の整理の結果の記録化・共有
- 6 準備書面の分量の目安設定
- 7 証拠の厳選

第3 判決について（新様式判決の意義）

第4 協議事項2に関する議論のまとめ

○ 民事訴訟手続のIT化に向けた法改正の議論が進んでいるが、現行の民事訴訟法下においても、同法や同規則を活用し、あるいはそれを前提に運用上の工夫を行えば、争点中心型の充実した審理を行い、適切に事件を解決することは十分に可能であると思われる。そこで、協議事項2においては、協議事項1で取り上げた争点整理の基本的取り方についての議論を前提に、現行法の下で充実した審理判断を行うため、どのような規定を活用していくべきか、あるいはどのような実務上の工夫等が考えられるかについて、審理の段階や目的に照らし、その効果や活用に当たってのあい路や克服策といった観点から具体的な意見交換が行われた。

※ 以下の項目のうち、□で囲われた部分については、本協議会に先立って行われたアンケートのうち、関連する項目を示す。

第1 訴え提起から訴訟の初期段階について

1 訴状の審査や補正における工夫

(1) 訴状の審査や補正において（法137条、規則56条）、形式的な必要的記載事項（法133条2項）に加えて、重要な間接事実・証拠の記載や

請求原因事実と間接事実の区別（規則53条）、重要な書証の添付（規則55条2項）等の規定を意識し、活用していますか。

○ 訴状審査や補正の在り方については、個別具体的な事件処理において、代理人の力量によっては、重要な間接事実・証拠の記載や請求原因事実と間接事実の区別、重要な書証の添付等の規定を意識した審査・補正を行うのではなく、早期に期日を指定し、必要な補正に相当する内容については第一回口頭弁論期日において釈明等により行った方が良いとの意見も一定数あった。他方、次のような議論の素材となり得る意見が出された。

① 請求原因は、間接事実レベルを含め、きちんと補正させるべきである。
特に、非定型の不法行為が問題となる事案では、事実経過を羅列した上で、「以上によれば709条により不法行為が成立する」とのみ記載がある訴状があるが、不法行為の内容（被告が何をし、何をしなかったことが不法行為となるのか）を特定するのは原告の最低限の責務であり、
そのような責務を果たしていない以上は、期日を指定すべきではない。
仮に被告が応訴するとしても、請求原因がはっきりしない状態で被告に認否させても、結局焦点が定まらず、事件は進行しない。

② 補正については、例外を認めると、そのことが弁護士の間で広がり、
そちらが基準となってしまうので、一部の事件では求めないということはすべきでない。

③ そもそも、庁として弁護士会と意見交換をする際に、訴状においては重要な間接事実・証拠を記載した上で、請求原因事実と間接事実を区別し、重要な書証を添付すべきことを広くアウンスし、そのような補正が必要ない訴状を提出するように促すべきである。すぐに変化は生じないかもしれないが、粘り強く繰り返し伝えていく必要がある。

④ 書記官を通じた連絡により、裁判官の意図が的確に伝わるか不安があったが、試みてみたところ適切な補正がされた経験がある。最初から補正を促すことを諦めて期日を早く聞く意味はそこまでないのではないか。

○ 具体的な訴状審査の在り方としては、①訴状のチェック表を活用して、必要十分な訴状審査を行うようにしている、②書記官・裁判官の間で、その役割分担について議論をしており、相手方の欠席が見込まれるかによって方針を変えているほか、争点になると予想される事項を踏まえて補正内容を変更しているとの取組が紹介された。

2 第1回期日指定の際の工夫

(3) 被告に代理人が選任された場合、被告から実質的な認否・反論が出た段階で早期に期日を入れられるよう、期日の指定に関する工夫を行っていますか。

- 早期に実質的な争点整理を行えるようにするために、次のような工夫が紹介された。
 - ① 交渉が先行しており、受任予定の代理人がいる場合、当該代理人にも事前に連絡を取り、双方が出頭可能な日に第1回口頭弁論期日を指定する。
 - ② 被告に代理人が付いた段階で、第1回口頭弁論期日を取り消し、十分な準備期間を設けてから、弁論準備手続期日又は書面による準備手続における協議の日時を設定する。
 - ③ 被告が第1回口頭弁論期日に出頭が不可能な場合には、電話会議による弁論準備手続又は事実上の打合せに切り替えた上で、被告から、応訴の方針、準備状況を聴取する。
- 他方で、前記のような工夫については、あい路として、①事件数が多いと、受任予定の代理人に事前に連絡を取った上で日程調整するのは難しい、②期日を取り消す際に、日程調整の上で、期日を指定し直すとなると、書記官に一定の事務負担が生じるといった指摘があった。
- これに加えて、そもそも訴訟になる前に弁護士が付いて事前交渉が行われている事案においては、答弁書の段階から、充実した認否・反論が行われるはずであり、そのような答弁書が提出されるように、序として弁護士会に働きかけるべきとの意見が出された。

第2 爭点・証拠の整理段階について

1 事案の早期把握

1(1) 爭点整理において、事案の内容を把握するため、釈明処分を活用するなどして当事者本人やそれに準ずる者の出頭を求めて事件の内容について説明を求めることがありますか

- 事案の内容を把握するために早期に当事者等の出頭を求めるについては、まずは代理人が事実関係を整理した上で、法律構成を行い、裁判所は、そのような代理人の主張に対して審理を行うことが予定されてい

るから、事案の早期把握のためとはいえる、当事者本人やそれに準ずる者の出頭を求めて事件の内容について説明を求めるについては、筋が通らないので控えるべきとの意見が出された。

- 他方で、①親族間紛争では、当事者本人が裁判所の前で話すことで、代理人が些末な事情まで全て書面に記載せざるを得なくなる事態を防ぐことができる、②専門的な知見が必要となる訴訟において、当事者本人から前提となる専門的な知見についての説明を受ける際に有用であるという意見もあった。
- 具体的な手順としては、代理人が反発をすることも想定されることから、代理人と口頭議論をしても、裁判所としては事案の内容が十分に理解できていないことを伝え、代理人に、当事者本人が同行すれば、事案の早期把握が可能になるとの認識を持つてもらった上で（特に、当事者本人がよく分かっている等の発言があった場合は、そのような認識を持つてもらいやすい。）、当事者本人の出頭を打診するとスムーズであるという意見もあった。

1(2) 争点整理において、事案の内容を把握するために早期に陳述書の提出を求めることがありますか。

- 事案にもよるが、早期に時系列に沿った詳細な陳述書を提出させることで、情報を含めた事案の全体像を把握することが可能になり、争点整理に資するという意見が出された。例えば、なぜ原告が訴えを提起したかがそもそも理解できないような事案において、それぞれの認識と背景事情、人物関係を含めた陳述書の提出を受けたところ、事案の概要のほか、攻撃防御の構造も理解することができたとの紹介があった。
- 加えて、虚偽の供述をしており、後に供述内容が変遷する可能性がある場合には、陳述書の早期提出を促すとともに、争点整理後にも陳述書の提出を促し、変遷の有無を検討するという意見もあった。
- 他方、陳述書は人証調べ前に作成することが通常であり、代理人に何度も陳述書の作成を依頼することには慎重であるべきとの意見もあったが、前記のように早期の陳述書の提出が事案の把握に有用な場合もあることから、事案を選んで活用することで効果を上げられるのではないかとの意見もあった。

(5) その他、早期に実質的な争点整理手続に入るために行っている工夫が

あれば記載してください。

- 事案の早期把握のために、争点整理手続の早い段階で、関係者が集まり、口頭で前提知識、背景事情を説明の上で、なぜ紛争が起きたのか、今後どのような争点が考えられるのか（特定の事実の有無が争点となるのか、それとも評価が争いになるのか）、立証の見込みはあるのかを議論すると、今後の見通し（準備書面を何往復させるのか、人証を実施するか）について見通しを立てることができ、有用であるとの意見があった。

2 計画的審理

1(4) 計画的な訴訟進行を実現するために（法147条の2）、審理の早期の段階から、事件の終局を見据えたおおよその審理計画を策定し当事者と共有するなどの工夫を行っていますか。

- 一般論として、非定型な事件では、何が重要な主張・証拠になるのかを見極めることができず、審理計画を立てにくい傾向にあるものの、争点が明確にならない中で、反論・再反論が繰り返され、大量の書証が提出されると、事件が漂流しがちであるので、裁判官は出口である判決を意識して事件を漂流させないよう出来る限り意識的に計画的に審理を進めるべきであるとの意見が出された。
- 具体的な計画的審理の在り方としては、争点が分かる前には、審理の計画は立てにくいが、争点整理の序盤が終わった段階（大まかな争点が分かった段階）であれば、審理にどれくらい時間がかかるか、どれくらいで尋問に至るかを当事者との間で共有することが可能であるとの意見があり、そのためにも早期の事案把握（当事者がどのような主張を行い、どのような証拠を提出することを予定しているのかを把握すること）が重要であるとの意見があった。
- 審理の計画を立てると、当事者から反発を受けることもあるとの指摘があったが、これに対しては、①終局までの計画を立てるのは難しいとしても、数期日分の予定を立てている、②当事者の予定している準備内容を踏まえた上で、審理の大まかな方向性及びスケジュールを決めるといった方策が紹介されたほか、③策定した計画を代理人が遵守するよう、策定した計画を調書に記載することが一定程度有効であるとの意見があった。

3 口頭議論の充実、心証開示

2(10) 争点について当事者との間で共通認識を醸成するために行っている工夫があれば記載してください。

- 本アンケート項目においては、多数の庁が口頭議論の充実、心証開示を記載していたところ、協議においては、口頭議論・心証開示の在り方について、次のような議論がされた。
- 口頭議論を充実させるためには、まず口頭議論の目的を踏まえることが重要であるところ、口頭議論の目的は、審理の出口である判決の質を高める点にあり、口頭議論に当たっては、当事者の主張立証活動と裁判所の判断を結びつけて、裁判所が依るべき判断枠組みを明らかにすることが重要であり、心証開示においては、争点についての判断枠組みについての認識を確認し、人証調べで明らかにする対象を明確にしつつ心証開示を行うことが重要であるとの意見が出された。
- 口頭議論の具体的な内容に関しては、次のような意見が出された。
 - ① 当事者の主張立証活動と裁判所の判断を結びつけるため、裁判所がその時点で抱いている疑問を率直に伝えることが重要である。すなわち、当事者が示した争点及び証拠に関する認識に対し、裁判官も自身の認識を示すことによって、その異同が明らかになり、それを契機として口頭議論が進み、争点整理が進むことになる。

より具体的には、例えば、当事者の主張に対して、どこまで理解できて、どこからが理解できないのか、書証について、通常であれば当該書証からどのような事実が認定されるのか、ある主張について裏付けの証拠があるか、人証のみでその事実を認定することが難しいのではないかなど、裁判官が、当事者の主張立証に対する理解・認識を示したのに対し、当事者がそのような理解・認識に対して、どのように考えるのか、その根拠は何かを尋ねると、口頭議論が活性化する。その際には、当事者が、準備書面に記載がない重要な事情について言及することもあり、そのような発言があれば、準備書面により主張を補充するよう促すことが可能となる。
 - ② 紛争の実相を踏まえて、仮に現在の請求・訴訟物が紛争の実相に合致していない場合には、現在の請求・訴訟物が適切であるかを確認することもある。
 - ③ 当事者に対して、次回期日までに、単に相手方の準備書面に反論をするように指示しただけでは、裁判所の関心がどこにあるか分からず、当事者としては網羅的に反論せざるを得ないので、裁判所から関心事項

を示す必要がある。

- 口頭議論の手法に関しては、次の点が紹介された。
 - ① ノンコミットメントルールが極めて重要であり、弁護士会との意見交換でも反対する意見は聞いたことがない。裁判官が率直な意見を伝えて、それに関する説明があれば結論が変わり得ると説明すると、準備書面に記載のない事情も出てくる。そのような議論の中には重要な主張、そうでない主張のいずれもあるが、ノンコミットメントルールを徹底すると、当事者から率直な話を引き出すことができる。しかしながら、現状ノンコミットメントルールは十分に浸透しているとはいえないで、今後しっかりと浸透を図っていく必要がある。
 - ② 確かに、裁判官が代理人に口頭議論を持ちかけても、代理人が本人に確認の上で次回期日までに回答する旨の反応しか得られない場合はあるが、その場合には、ノンコミットメントルールとの名称を用いなくとも、代理人が現に把握している限りで話してほしい、もし本人に確認し、違っていたら訂正してもらって構わないと伝えて、代理人に話してもらうことで、早期の段階から事案の把握をすることができる。
 - ③ 期日当日に尋ねられても、代理人がすぐに答えられない事項もあるので、事前に口頭で議論する事項についてメモを送ることが有用である。
 - ④ 口頭議論をする際に、ブロックダイアグラムを作成し、それをもとに議論を行うと、当事者の主張の位置づけの理解が進むことがある。
- 心証開示の結果、さらなる主張を誘発することがあるとの懸念も示されたが、紛争の実相に迫る主張であれば、それを取り上げるべきであるし、結論に影響を与えないような些細な主張であれば、それに応じた扱いをすればいいのであるから、軽重を付けられるよう、主張を選別することの方が重要であるとの意見が出された。

4 準備書面の督促

3(2) 準備書面について、相手方が準備するのに必要な期間をおいた提出が求められていること（規則79条1項）を踏まえて提出期限を定めていますか。
(5) 提出期限を遵守させるための督促等の工夫を行っていますか。
(6) 提出期限が遵守されなかった際、期日において当事者に注意喚起等を行っていますか。

- 準備書面の督促については、各庁で工夫を凝らして実施されており、一定の効果が上がっているとの意見が出されたが、一部の代理人からは依然として期限どおり提出されていない実態が紹介された。
- 具体的な督促の方法について、提出曜日を全庁的に統一する、督促する曜日を決めるなどの効率的に行う方法が紹介されたが、そもそも代理人が何をいつまでに準備してもらうのかを明確にするために、期日の結果メモを作って、当事者に送付する方法が紹介され、このような方法は民事訴訟手続のIT化が進んで、期日の結果を共有することになった際には、裁判所の負担にも配慮する必要があるものの、より有用な督促方法になるとの意見があった。
- また、庁内的一部の係で重点的に督促を行うと、他の係において準備書面の提出期限が遵守されなくなるとの事象が見受けられることがあるため、書記官室において統一的に督促を行う必要があるとの意見があった。
- 準備書面の提出期限が遵守されず、期日の直前に提出された場合には、当該期日においては準備書面をざっと読んだ上で感じた問題意識だけを伝えて、それも踏まえて1週間後に期日を指定すると、充実した議論ができるとの意見があった。
- 弁護士会との各種協議の場において、準備書面の提出期限の厳守について働き掛けることが有用であるとの意見があり、実際に効果が上がったとの成功例の紹介もあったが、繰り返し伝えても効果は限定的であるとの庁もあった。
- 書記官の間で、準備書面が期限までに提出されないことへの問題意識が低いとの意見や、督促をしても成果が上がらないことで無力感を感じているのではないかとの意見があった。他方、裁判官と書記官が、準備書面の期限が遵守されることの意味について的確に意見交換し、書記官が目的意識を持って行うようにしていくことが望まれるとの意見があった。

5 争点・証拠の整理の結果の記録化・共有

2(3) 争点整理手続において、期日ごとの到達点を当事者との間で確認していますか。
(4) 確認した到達点を各期日調書に記載していますか（規則67条3項、88条4項）。
(5) 争点整理終了時に当事者との間で争点の確認をしていますか（法165条1項、170条5項）。
(6) 確認した争点について調書に記載していますか（規則86条1項、9

〇条)。

- アンケートにより、期日ごとの到達点を当事者との間で確認している府や、争点整理終了時に当事者との間で争点の確認をしている府が多数であるものの、それと比較して、確認した到達点を調書に残している府の割合は相当少ないとの現状が判明した。協議においては、弁護士会との意見交換等の場では、そもそも裁判官は期日ごとの到達点を確認していないとの声が弁護士側から多数あったとの実情が紹介され、裁判官側の認識と弁護士側の認識に開きがあるのではないかとの問題提起がなされた。この点については、合議事件等の複雑な事件については、期日調書に確認した到達点を記載したり、争点整理案を作成し、調書に添付したりすることが行われているが、単独事件においては、そのような実践がなされるることは多くなく、裁判官の認識と弁護士の認識に齟齬が生じている原因となっているのではないかとの意見があった。
- 協議においては、調書又は事実上のメモ（以下「調書等」という。）に残すことに関して、調書等の記載が判決内容を拘束することにならないかとの懸念が示されたが、主要な争点を確認すれば、そのような懸念は当たらないとか、仮に争点を判決作成段階で変更するのであれば、不意打ち防止の観点から審理を再開すべきではないかとの意見が出された。他にも、調書等に残すことによる事務負担を懸念する意見も出されたものの、そのような意見に対しては、調書等に残さない場合には、争点に関する当事者との認識共有ができないのではないか、そもそも当事者との間で争点に関する認識を共有し、それを記録化することへの意識が低いのではないかとの意見があった。
- 他方で、協議においては、期日の到達点を調書等に記録化するメリットとして、①調書等に残することで、当事者との認識を共有することができる（その結果として、争点に絞った陳述書が提出され、人証も争点に絞ったものとなる。）、②審理の逆戻りを防ぐことができる、③裁判所が判決を見据えて合理的に訴訟を進行させるという意識が強くなり、期日でどういう議論をしたのか確実に確認できる等の意見が出された。
- 調書と事実上のメモの使い分けについては、内容的な観点から、方向性を確認する程度のものであれば事実上のメモを使い、それ以上に議論が逆戻りしないように固めるためには調書を用いるとの意見が出された。これに対し、当事者の利便性の観点から、現状では当事者は調書を謄写しないと見ることができないので、代わりに事務連絡、メモを使うのが便利

であるとの意見もあったが、事務連絡、メモでは、期日の到達点を確認した記録としては不十分であり、調書に別紙として添付した上で、別紙を当事者に送付すれば、当事者は調書を謄写しないというあい路を解消できるのではないかといった工夫や、民事訴訟手続がIT化した際には、調書の確認がより容易になるはずであり、そのような将来を見据えたプラクティスを現在から形成しておくべきではないかとの意見があった。

- 書記官の期日への立会いに関して、期日の到達点を確認するためには、期日調書を作成する書記官の立会いが必要であり、書記官が立ち会わないとすると、調書の記載事項も最小限にしようという流れになってしまふので、今後は、書記官が争点整理の節目で期日に立ち会い、調書記載事項を確認することが必要である、現に、書記官としても、尋問の際にどのような点が争点となっており、どのような事項に重点が置かれて尋問がされるかを把握しておく必要があるとの指摘があった。また、書記官の期日への立会いについては、選別立会いの趣旨を踏まえて、裁判官と書記官がよく意見交換していくべきであるとの意見があった。その場合にも、例えば、期日の全てに立ち会うのではなく、期日の最後に確認された事項を記録するために立ち会うといった工夫も考えられるとの指摘があった。

6 準備書面の分量の目安設定

3(4) 準備書面に記載を求める内容について確認した場合に、その書面の分量の目安を設けていますか。

- アンケートによれば、準備書面の分量の目安については、ほとんどの府で実施されていないことがうかがわれ、協議会においては、一部には、法律上の根拠がないので準備書面の分量の目安を設定することは難しい、準備書面の枚数により弁護士報酬を決めるとする報酬体系が影響しているのではないかとの意見も出された。
- しかしながら、現時点においても、簡にして要を得た準備書面が提出されるのが望ましいが、そのような傾向にはない（繰り返しが多い、内容が散漫である、不必要的主張が記載されている。）との指摘がされ、今後民事訴訟手続のIT化が進んだ際には、代理人がこれまで以上に漫然と冗長な準備書面のデータをアップロードするおそれがあり、更にそれに対する反論を誘発するなどして、裁判所が争点と関係の薄い膨大な主張書面を読むことを余儀なくされ、争点中心の審理の理念に合わないプラクティスが生まれる危険があるとの問題意識については、おおむね共感が

得られた。そして、控訴審における執務経験を有する協議員から、長文の書面が出されている事件では、そもそも争点整理が的確にできていないものも散見されたとの実情が紹介された。

○ そのため、現時点から、適量の準備書面が提出されるような訴訟指揮をしておく必要があるとの問題意識から、実務上の工夫について協議がなされたところ、あい路もある中で、以下のような参考となる工夫が紹介された。

① 裁判所が重要であると考えている部分を伝え、主張すべき内容を明確にした上で、それを踏まえて具体的に準備書面の分量の目安を設けたところ、簡にして要を得た準備書面が提出された。

② 準備書面の分量が多くなる場合には目次を付してもらった上で、要約を添付してもらったところ、要約を読んだ上で、詳細に読みたいところを目次を見ながら探して読むという合理的な検討の仕方ができた。

③ 長文の準備書面が提出されたところ、裁判官の理解のためとして、要約した骨子を準備書面として提出してもらった上で、要約した書面のみを陳述扱いとした。

○ 準備書面の分量の目安設定については、前記のとおりその意図するところの有用性や大きな方向性については一定の共通理解が得られたところであり、今後は裁判所が次回までに準備すべき事項を明確にすることや、裁判官の理解のためには長文の書面よりも重要な点に絞った短い書面の方が効果的であることを代理人に伝えていくといった形で、取組を進めていくべきではないかとの指摘があり、今後も検討を続けることが必要であることが確認された。

7 証拠の厳選

4(1) 自白が成立していることや、争点との関連性がないといった場合に、必要がないとして証拠を取り調べないことはありますか（法181条）。

○ アンケートによれば、多くの庁で自白が成立していることや、争点との関連性がない場合であっても、当事者の申請した証拠は基本的に全て取り調べているように見受けられ、その理由として、現時点においては、提出された書証は全て記録に編綴されていることから、証拠を厳選するメリットがない旨の意見が出された。

○ しかしながら、民事訴訟手続がIT化した後もこのようなプラクティスでよいのかについての問題提起がされ、民事訴訟手続がIT化した際

には、争点に関係するなど判決書の作成に必要な証拠を厳選して取り調べるプラクティスとし、判決書作成時に裁判官が参考することの必要な証拠を厳選することが、効果的な争点整理を行う観点からも、判決起案を効率的に行う観点からも有用と考えられるとの点についてはおおむね共感が得られた。

- そして、現在の実務においても行われている工夫として、以下のようなものが紹介された。
 - ① 大部となる書証については、まずは当事者間で確認してもらい、真に必要な部分を提出してもらう。ただし、時系列で整理された証拠を虫食い的に提出すると、かえって前後の文脈が分からなくなるので注意が必要であるとの意見が出された。
 - ② 証拠が大量に出された本人訴訟において、証拠を整理して関連する書証のみを取り調べる扱いをした。
 - ③ 大量の領収書等が証拠として申し出られた場合に、争いのない部分については取り調べなかつた。
- 前記のような問題意識を踏まえ、今後は取り調べる証拠を厳選するための取組について検討を進めていくとの方向性が確認された。

第3 判決について（新様式判決の意義）

(5) 部内で旧様式判決と新様式判決の異同等について協議したことはありますか。

- 新様式判決については、いわゆる共同提言（東京高等・地方裁判所民事判決書改善委員会及び大阪高等・地方裁判所民事判決書改善委員会が平成2年2月に行った共同提言）から約30年が経過していることから、旧様式判決が果たしてきた役割・機能、新様式判決が提唱された背景、新様式判決の基本コンセプト、各記載事項の意義等を十分に理解されておらず、また新様式判決が、現行民事訴訟法において目指された争点・証拠の整理手続を意識した構造となっていることについても十分に理解されていないとも考えられることから、協議においては、改めて旧様式判決と新様式判決の異同等について意見交換を行った。
- 協議においては、旧様式判決を利用する場合がどのような場合かを一つの例として協議が行われたが、①訴訟物が特殊で、争点の位置づけが分からぬ場合、②事実整理についての共通認識を示す必要がある場合、③争いが

ない事実がほぼない場合、④争点を設定するのが難しい事案（数多くの主張がされるが、いずれも理由がないもの等）には旧様式判決を使用することが有用であるとの意見が出された。また、攻撃防御の構造が複雑な事案においては、争点の位置づけを明確にするために旧様式判決で書いた方が分かりやすいが、新様式判決においても、争点の欄に当該争点がどの攻撃防御方法に関係するのかについて位置づけを示すことで、同じく攻撃防御方法の位置づけが明確になるとの指摘があった。

第4 協議事項2に関する議論のまとめ

- 協議事項2においては、争点整理の目的・手法などの基本的な部分に立ち返った上で、現行法上の諸規定の活用や実務上の工夫等について、審理の段階ごとにどのようなものが考えられるかという観点から活発に議論がされ、現行法上の諸規定の活用や実務上の工夫に関する議論は、それ自体が大切であることはもちろんのこと、争点整理の基本的な在り方についての議論を行う際の素材としても有用であることが確認された。
- 加えて、現在の実務は、必ずしも民事訴訟法や同規則の規定しているとおりに実現されていないものの、あまり利用されていない規定の中には、充実した争点整理に有用な規定もあり、争点整理手続の改善に向けた議論の多くは、現行の民事訴訟法や同規則の規定を活用し、あるいはそれに実務上の工夫を加えることで実現できることが明らかになった。そこで、そのための実務上のあい路や各庁の実情を乗り越えて、より充実した審理を実現するために、各庁・各部の実情や課題に応じた活発な議論を行う必要性が確認された。
- 民事局からは、協議において取り上げたテーマ以外の項目も含めて、アンケートに取り上げられた項目のうち、利用されているものについてはその活用場面について、利用されていないものについてはその理由について議論することが考えられるほか、自庁は活用していないが他庁が活用しているものについては、自庁でも活用できないかといった形で議論を広げることができないかとの提案がされた。
- 一方、本協議会においては、訴状審査、準備書面の督促、争点・証拠の整理の結果の記録化等、充実した審理判断のために書記官がいかなる役割を果たすかについては、多くの庁で、審理充実に向けて裁判官と書記官の各々が果たすべき役割を議論し、合理化できる事務は合理化すると同時に必要な事務はより充実させていくという意識の共有が進んでおらず、裁判官の

側で書記官の負担を考えるあまり、必要以上に書記官との協働に委縮し、書記官側からも積極的に関与しようという姿勢が十分とはいえない実情もうかがわれた。今後、裁判官と書記官が上記のような本質に立ち返った議論を行って意識を共有し、真の意味で協働して、合理的かつ充実した審理を実現していくことが望まれる。

令和2年度

民事事件担当裁判官等協議会

協議結果要旨【資料編】

最高裁判所事務総局民事局

資料目録

資料 1	令和 2 年度民事事件担当裁判官等協議会	論点事項
資料 2	令和 2 年度民事事件担当裁判官等協議会	統計資料
資料 3	令和 2 年度民事事件担当裁判官等協議会	事前アンケート結果

令和2年度民事事件担当裁判官等協議会 論点事項

※ かっこ内は、各事項に係る協議時間の目安を示したものである。

協議事項 1 争点整理の基本的取り方についての議論状況及びこれを踏まえて 各庁において取り組むべき課題（30分）

第1 部総括裁判官からの働き掛けについて

- 争点整理の目的を確認し、そのための手法を共有・継承していくために、部総括裁判官は、陪席裁判官に対してどのような機会を利用して、どのような題材で働き掛けを行っているか。働き掛けの中で有効と感じられた工夫例はあるか。

第2 陪席裁判官としての取組について

- 陪席裁判官は、争点整理の目的を踏まえた適切な争点整理の手法を身に付けるために、どのようなことを意識して取り組んでいるか。また、部総括裁判官からの働き掛けで有用と感じたものや、働き掛けの方法等で改善すべき点としてどのようなものがあったか。

協議事項 2 充実した審理判断を行うための現行法上の諸規定の活用や実務上の工夫等

第1 訴え提起から訴訟の初期段階について（20分）

- 1 訴状の審査や補正における工夫
- 2 第1回期日指定の際の工夫

第2 争点・証拠の整理段階について（125分）

- 1 事案の早期把握
- 2 計画的審理
- 3 口頭議論の充実、心証開示
- 4 争点・証拠の整理の結果の記録化・共有
- 5 準備書面の内容の充実
 - (1) 記載内容の充実
 - (2) 分量の目安設定
- 6 証拠の厳選

第3 争点・証拠の整理終了から人証調べ段階について（10分）

争点・証拠の整理を踏まえた尋問事項

第4 和解・判決について（25分）

- 1 調停に代わる決定の活用
- 2 新様式判決の意義

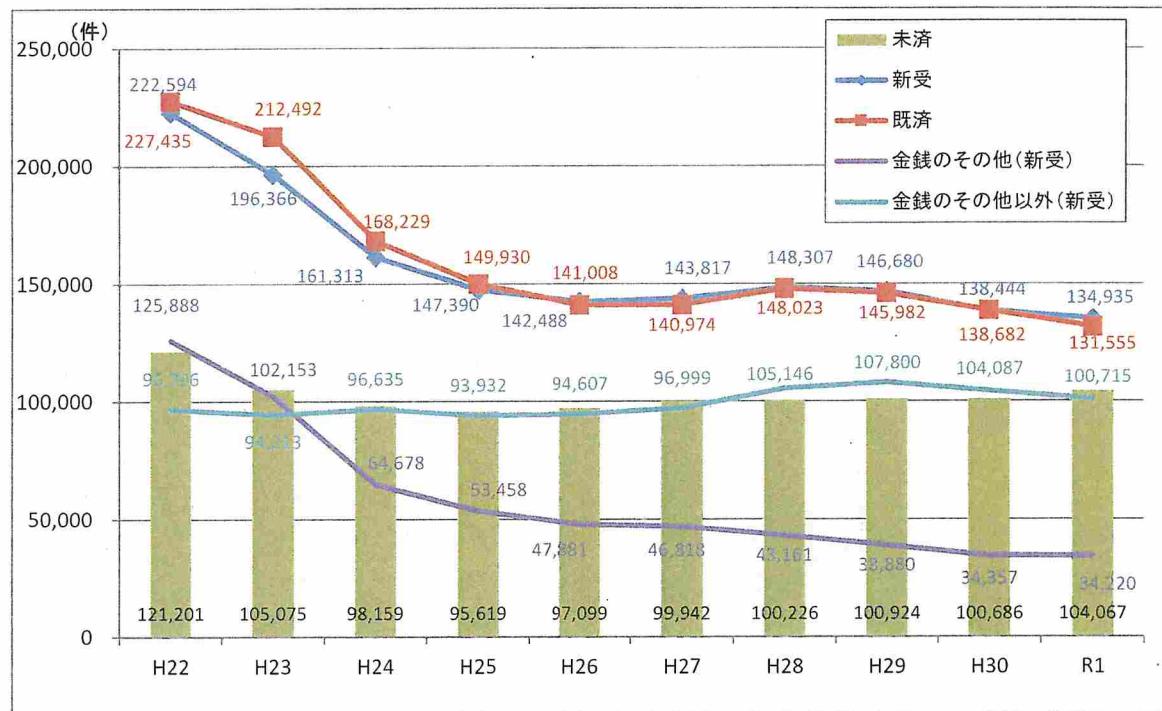
以上

令和 2 年度民事事件担当裁判官等協議会

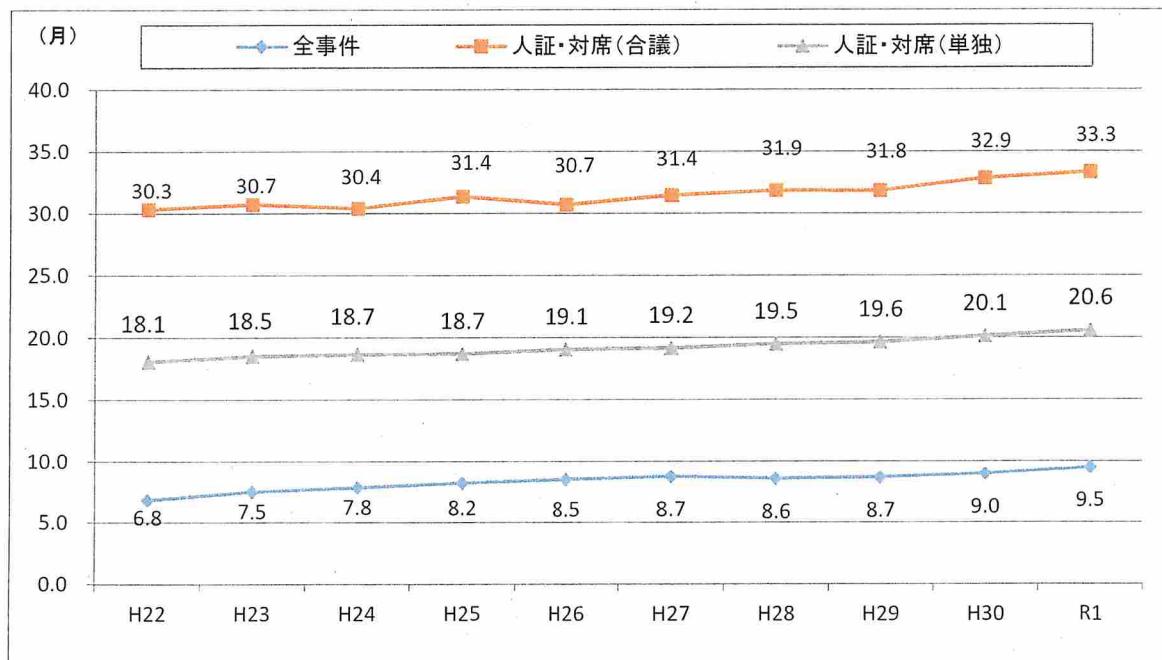
統計資料

① 新受、未済、既済の各件数の推移（ワ号事件）	1
② 既済事件の平均審理期間の推移（ワ号事件）	1
③ 未済事件の件数と平均係属期間の推移（ワ号事件）	2
④ 係属期間が 2 年を超える長期未済事件の件数及び割合の推移（ワ号事件）	2
⑤ 手続段階別平均期間の推移（人証調べを実施して対席判決で終局したワ号事件）	3
⑥ 平均期日回数及び平均期日間隔の推移（人証調べを実施して対席判決で終局したワ号事件）	3
⑦ 終局区分別の事件割合の推移（ワ号事件）	4
⑧ 和解率等の推移（争点整理手続実施別・人証調べ実施別（ワ号事件））	4
⑨ 控訴提起件数及び控訴率（ワ号）並びに取消・変更率（ネ号）の推移	5
⑩ 未済事件の合議件数及び合議率の推移（ワ号事件）	5
⑪ 既済事件の合議件数及び合議率の推移（ワ号事件）	6
⑫ 合議・単独別の既済件数並びに審理期間 2 年超及び 4 年超の合議率の推移（ワ号事件）	6

① 新受, 未済, 既済の各件数の推移（ワ号事件）¹



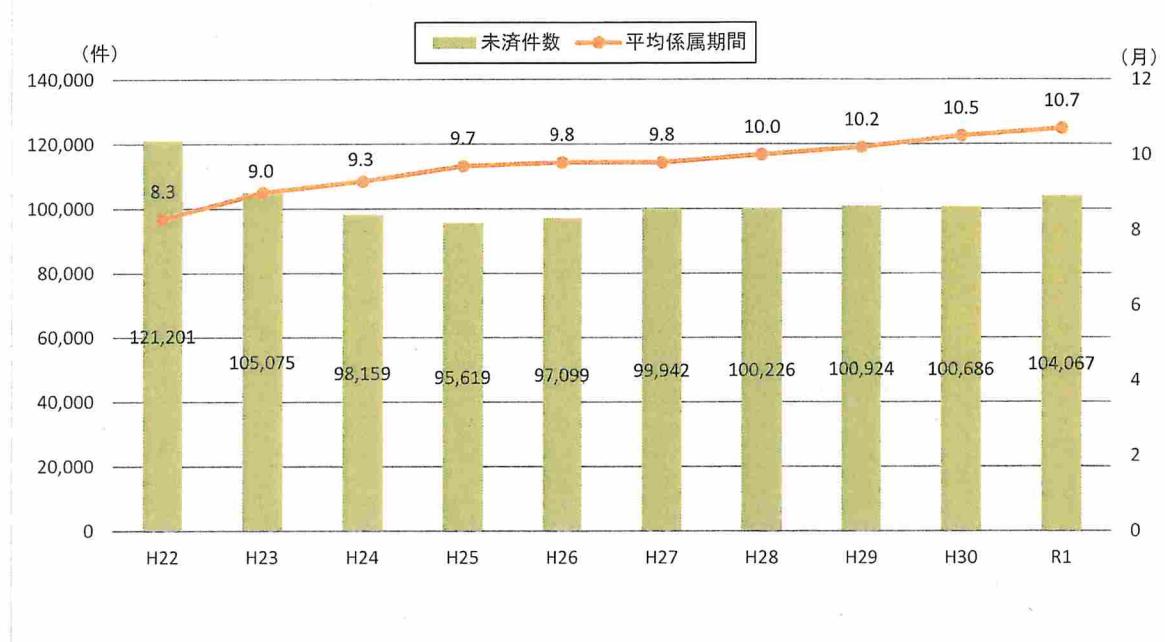
② 既済事件の平均審理期間²の推移（ワ号事件）



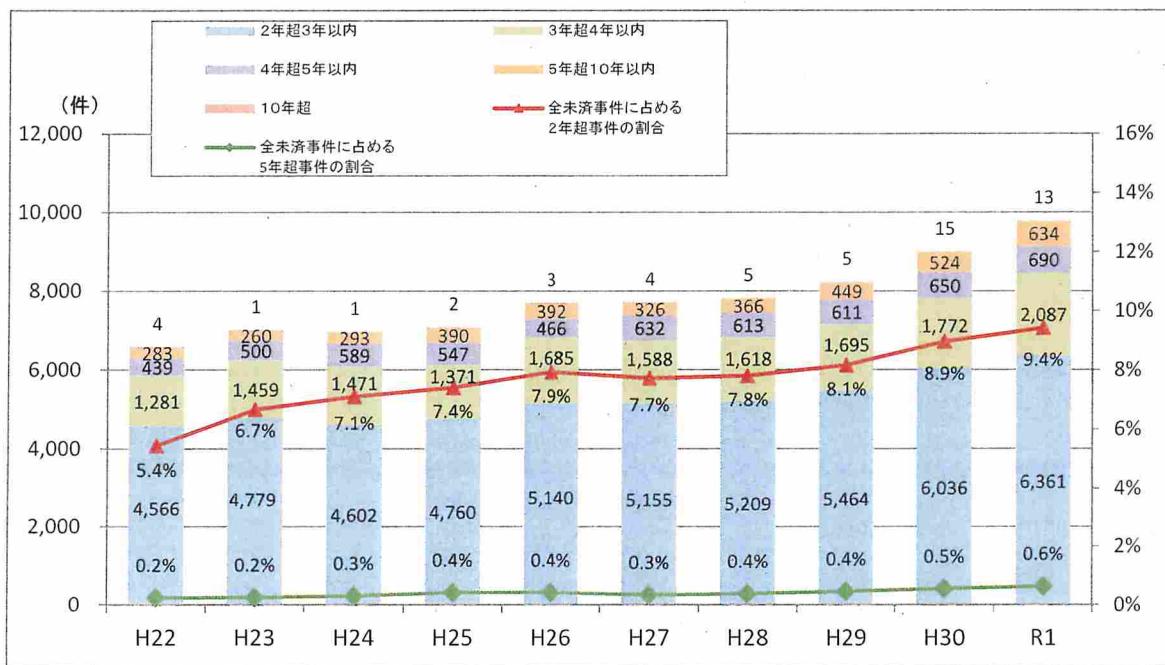
¹ 令和元年の数値は速報値である（以下、全てのグラフにつき同じ。）。

² 審理期間については、審理期間代表値を用いている。

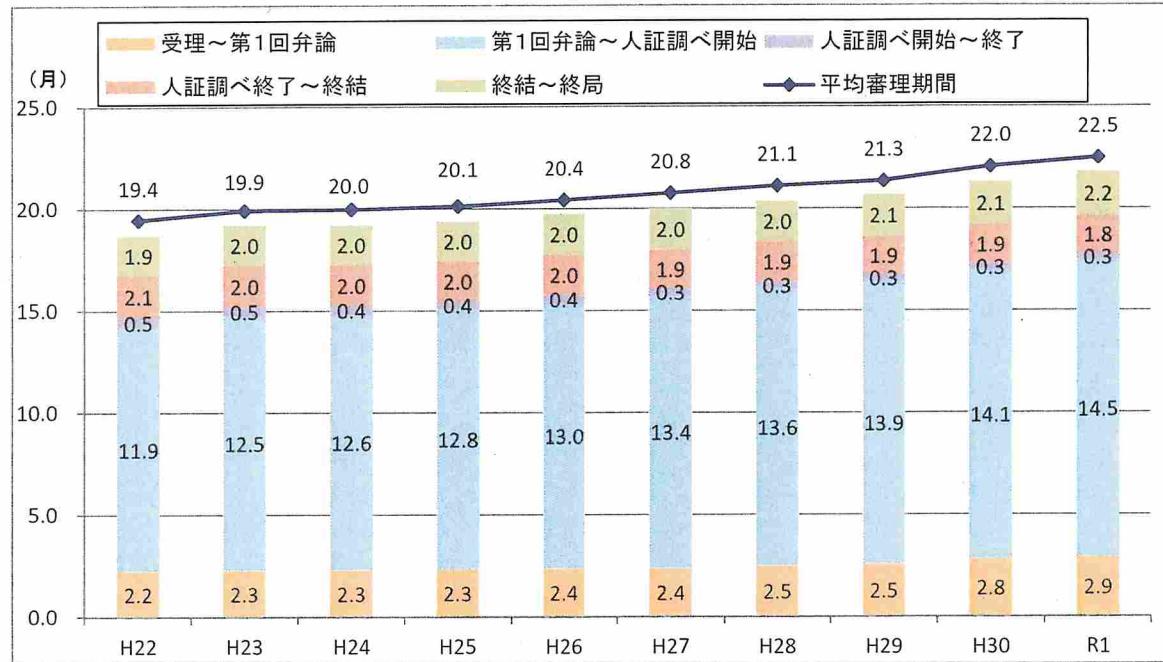
③ 未済事件の件数と平均係属期間の推移（ワ号事件）



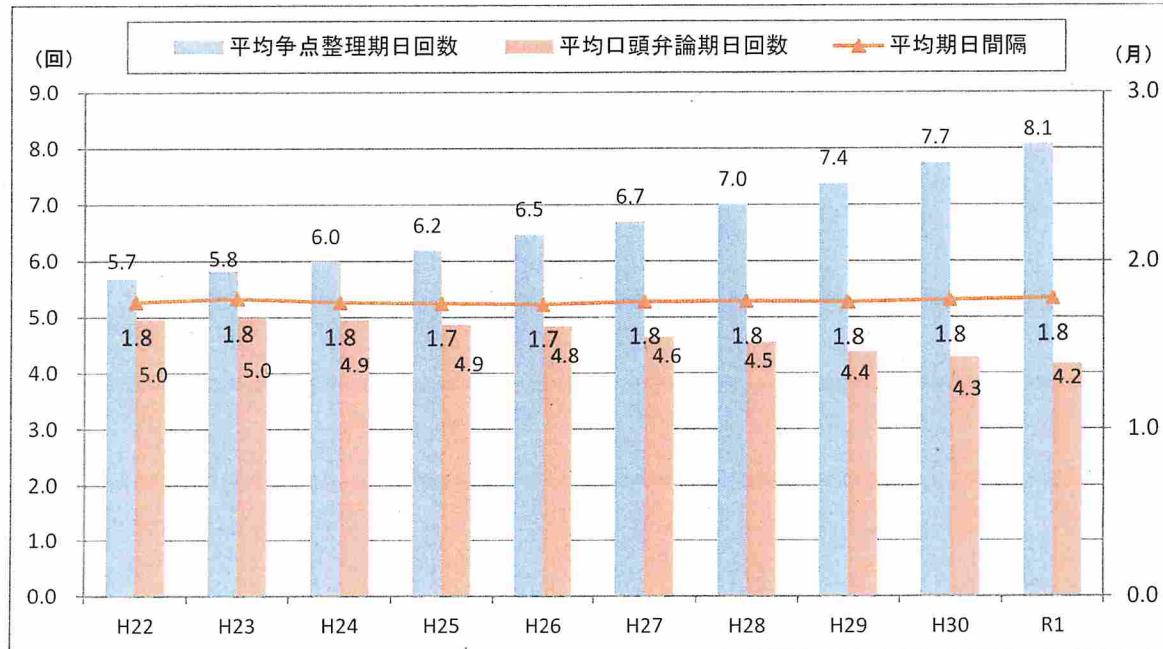
④ 係属期間が2年を超える長期未済事件の件数及び割合の推移（ワ号事件）



⑤ 手続段階別平均期間³の推移（人証調べを実施して対席判決で終局したワ号事件）



⑥ 平均期日回数及び平均期日間隔の推移（人証調べを実施して対席判決で終局したワ号事件）

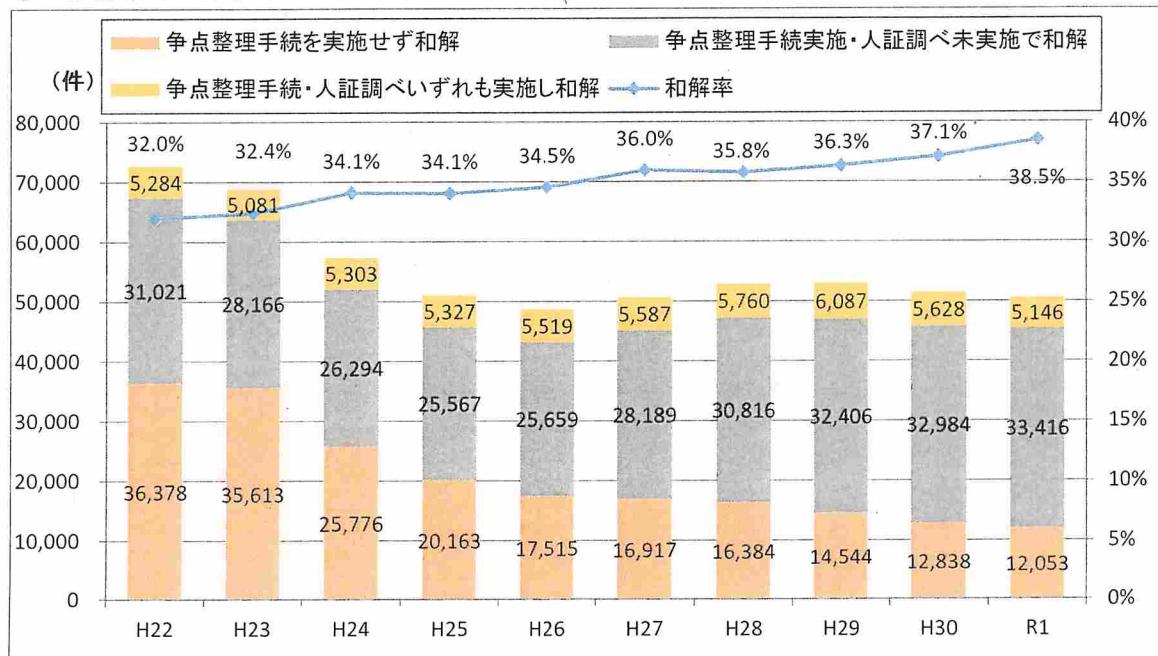


³各手続段階別の数値は、裁判所で一般に公表している代表値ではなく、実数値（N値）を用いている。そのため、各手続段階の平均期間の合計値は、代表値を用いた平均審理期間の数値と一致しない。

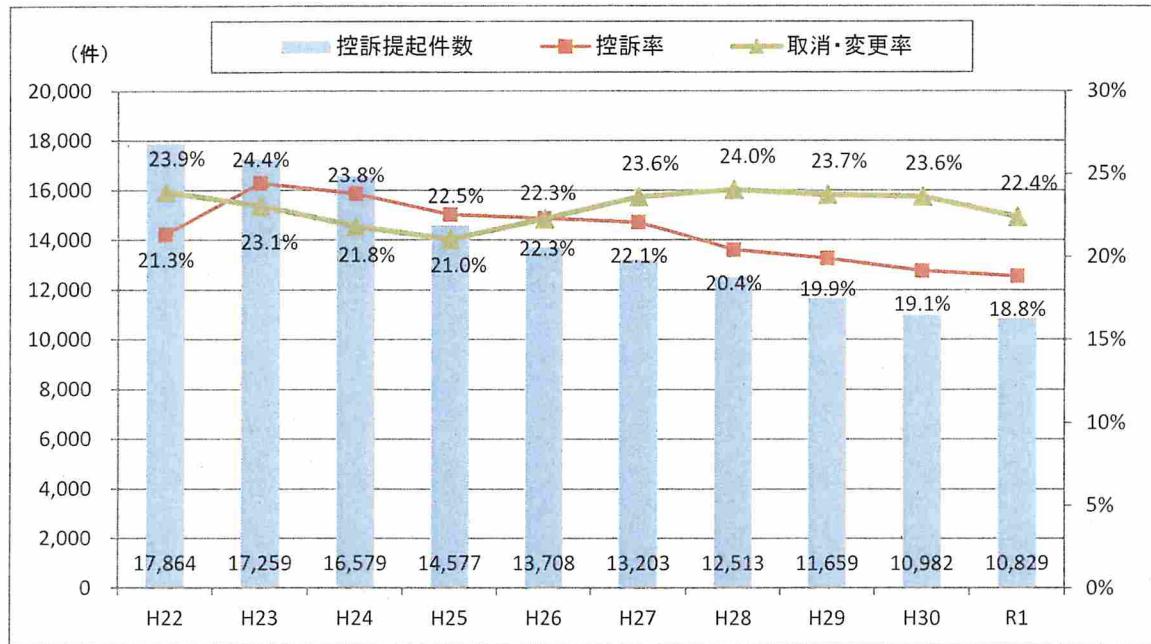
⑦ 終局区分別の事件割合の推移（ワ号事件）



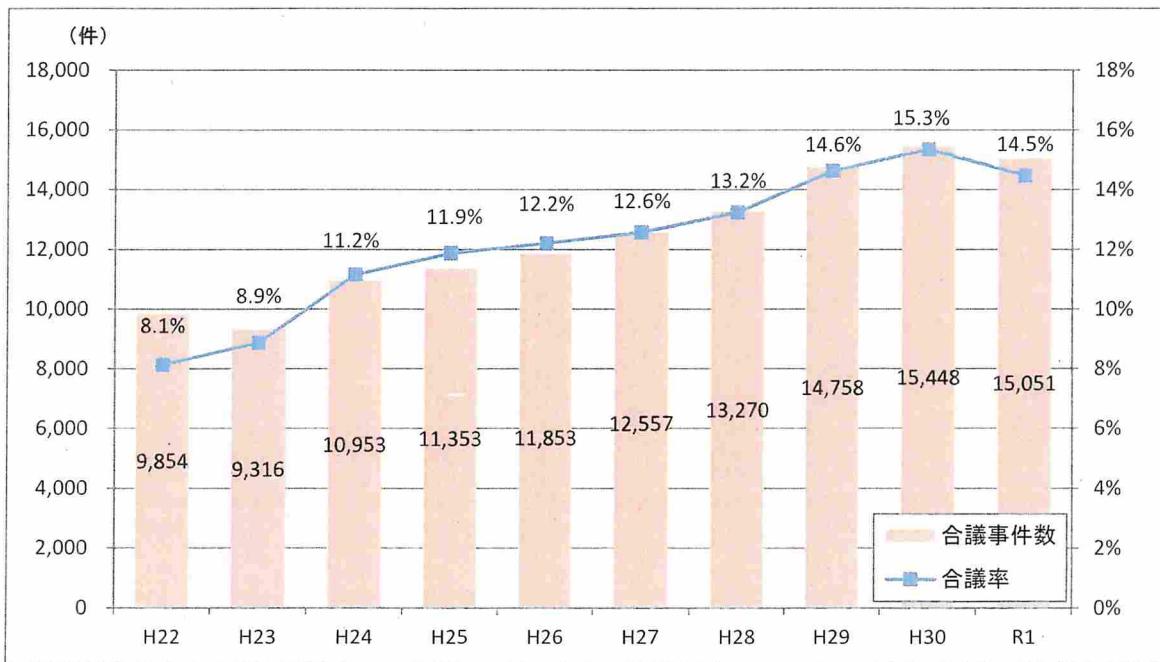
⑧ 和解率等の推移（争点整理手続実施別・人証調べ実施別（ワ号事件））



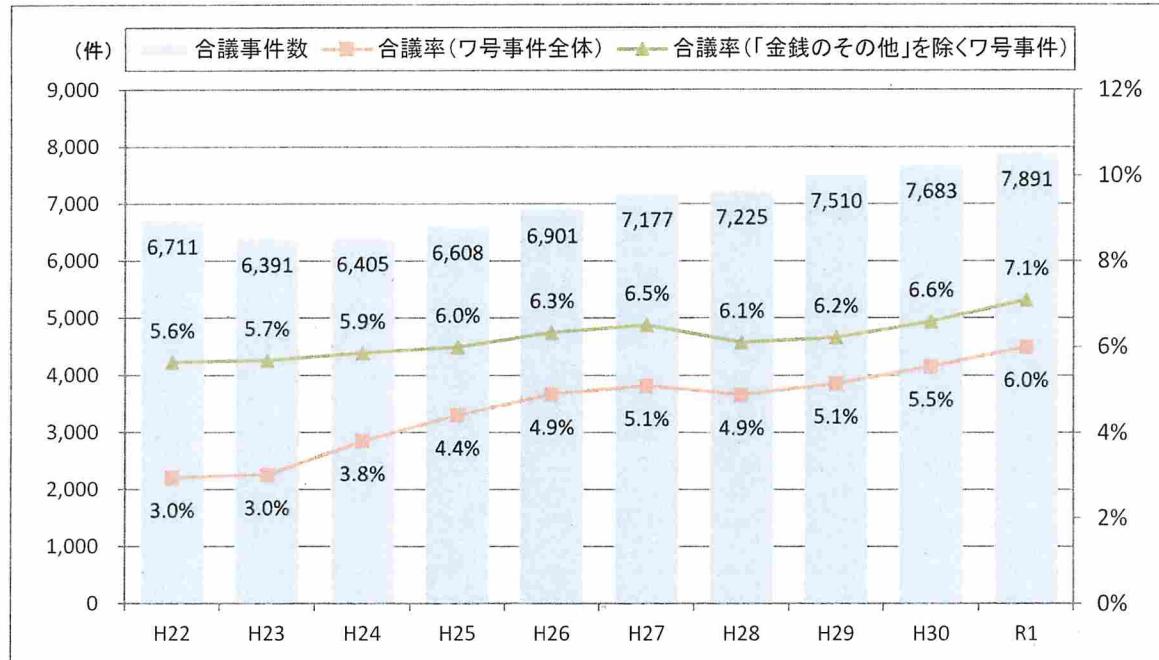
⑨ 控訴提起件数及び控訴率（ワ号）並びに取消・変更率（ネ号）の推移



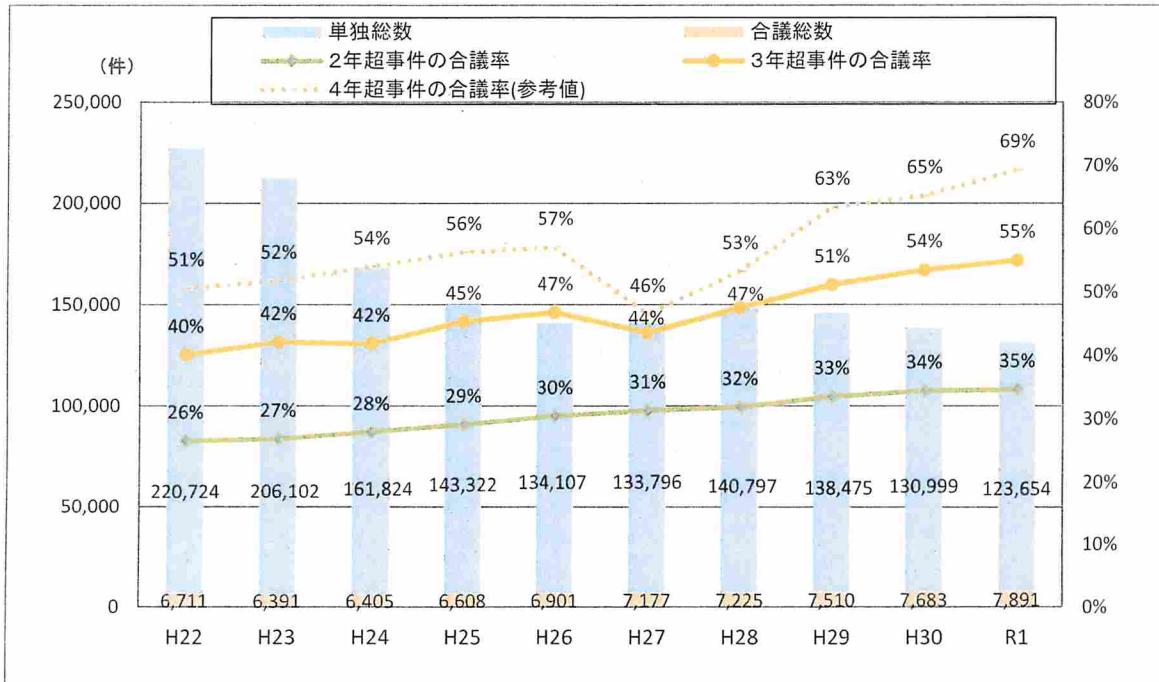
⑩ 未済事件の合議件数及び合議率の推移（ワ号事件）



⑪ 既済事件の合議件数及び合議率の推移（ワ号事件）



⑫ 合議・単独別の既済件数並びに審理期間2年超及び4年超の合議率の推移（ワ号事件）



令和2年度民事事件担当裁判官等協議会 事前アンケート結果

【訴え提起から訴訟の初期段階について】

(訴状及び答弁書)

(1) 訴状の審査や補正において（法137条、規則56条），形式的な必要的記載事項（法133条2項）に加えて，重要な間接事実・証拠の記載や請求原因事実と間接事実の区別（規則53条），重要な書証の添付（規則55条2項）等の規定を意識し，活用していますか。

- ア 積極的に行ってている
- イ 活用したい（行いたい）があい路がある
- ウ あまり行っていない

（以下，（自由記載）と記載されている設問及び個別に選択肢が記載されている設問以外において，選択肢は共通です。）

■ア ■イ ■ウ



(2) 答弁書の場合はどうですか（規則80条）。

■ア ■イ ■ウ



(第一回期日の実質化)

(3) 被告に代理人が選任された場合，被告から実質的な認否・反論が出た段階で早期に期日を入れられるよう，期日の指定に関する工夫を行っていますか。

■ア ■イ ■ウ



(4) 第1回期日を実質化させるために，第1回期日前の当事者からの参考事項の聴取（規則61条）を活用していますか。



(その他)

(5) その他、早期に実質的な争点整理手続に入るために行っている工夫があれば記載してください（自由記載）。

- 訴状審査段階での主張・証拠の補充
- 早期の期日指定
- 訴訟進行照会書などを用いた参考事項を聴取
 - ・ 訴訟進行照会書を活用し、送達可能性、事前交渉の有無、代理人の就任予定、予想される争点の確認などを行う。
- 双方が出頭できる期日の調整
 - ・ 被告側にも代理人が付く場合には、最初から弁論準備手続に付している。
 - ・ 受任予定の弁護士が分かる場合には、双方が出頭できる期日を調整する。委任状と引き換えに訴状を送達することもある。
 - ・ 被告が第1回期日に欠席する場合は、第1回期日前に第2回期日の日程を調整し、事案に応じて第1回期日を取り消す。
 - ・ 被告が第1回期日に欠席する場合は、被告に電話会議による対応が可能かを確認し、可能であれば弁論準備として期日を開催する。
 - ・ 被告から委任状が提出された時点で第1回期日を取り消し、実質的な答弁が出せる期間を確保して、期日を指定しなおす。
- 第1回期日における口頭での確認
 - ・ 第1回期日において、従前の交渉経過、見込まれる争点、今後の進行について口頭で確認する。
 - ・ 被告が不出頭であっても、原告に予測される争点等を述べてもらう。
- 早期の口頭議論の開始
 - ・ 早期事案説明会（第1回期日後に書面の提出を求めずに、事案の内容、争点を説明してもらうもの）を開催する。
 - ・ 請求原因の整理が出来ていない事案では、被告が答弁書を提出する前に、双方立会で原告に説明してもらう期日を開催する。
- 早期の書証提出
- 早期の調査嘱託・送付嘱託の採用
 - ・ 調査嘱託・送付嘱託が見込まれる事案では、早期の申立てを促し、期日間に採用する。

【争点・証拠の整理段階について】

1 事案の早期把握と審理計画の策定

(事案の早期把握)

(1) 争点整理において、事案の内容を把握するため、証明処分を活用するなどして当事者本人やそれに準ずる者の出頭を求めて事件の内容について説明を求めることがありますか（法151条1項1号、2号参照）。

■ア ■イ ■ウ

(1) 30.0% 24.0% 46.0%

(2) 争点整理において、事案の内容を把握するために早期に陳述書の提出を求めることがありますか。

■ア ■イ ■ウ

(2) 18.0% 20.0% 62.0%

(3) 争点整理段階で事件を引き継いだ後の初めての期日において、当事者から事案の概要や争点整理の状況について概括的な説明を求めることがありますか。

■ア ■イ ■ウ

(3) 80.0% 12.0% 8.0%

(計画的審理)

(4) 計画的な訴訟進行を実現するために（法147条の2）、審理の早期の段階から、事件の終局を見据えたおおよその審理計画を策定し当事者と共有するなどの工夫を行っていますか。

■ア ■イ ■ウ

(4) 12.0% 46.0% 42.0%

(その他)

(5) その他、事案の早期把握や審理計画の策定に関し行っている工夫があれば記載してください（自由記載）。

(事案の早期把握)

○ 口頭議論の充実

- ・ 主張書面が2通程度出された時点で、事案のポイントを口頭で確認する機会を設ける。
- ・ 被告の認否がされた時点で、判断枠組みについて当事者と議論する。
- ・ 早期の段階で、争点・立証構造についての見立てなどについて当事者から説明を受ける。
- ・ 前提知識、事案の背景事情を把握するために、口頭で協議を行う。
- ・ 代理人に対し、争点になるであろうと考えている点、関心事項、暫定的心証、今後の進行イメージを伝える。

○ 紛争の実態についての説明

- ・ 事案の理解に必要と思われる背景事情について説明を受け、事実経過を詳細に記載した準備書面の提出を促す。
- ・ 法的な主張とは別に、紛争の背景について説明する準備書面の提出を促す。
- ・ 当事者本人に出頭してもらい、紛争の実態を直接確認する。
- ・ 早期に陳述書又は陳述書に近い準備書面の提出を促し、時系列に即した事実経過を把握する。

○ 枚数を限定した主張書面の提出

○ 早期の段階で主張、書証を尽くさせる

- ・ 十分な準備時間を与えて、主張したい内容を書き切った準備書面を書証とともに早期に提出させる。

○ 早期の争点整理案の作成

- ・ 主張書面が2通程度出された時点で、請求原因、抗弁、再抗弁と要件事実を整理した争点整理案を作成する。

○ 裁判官交代時のプレゼンテーション

- ・ 裁判官交代時に、主張を要約した書面の提出を求め、簡単にプレゼンテーションを行ってもらう。

○ 書証の早期提出

(計画審理)

○ 今後のスケジュールについての概括的な合意

- ・ 争点を把握した時点で、弁論終結までのスケジュールについて概括的に合意する。

○ 今後の進行予定についての意見交換

- ・ 証拠調べ前の心証開示及び和解勧説のタイミングについての審理計画を協議する。
- ・ 実質的な反論がされた時点などの早期の段階で、主張・立証の完了時期を聴取し、弁論準備の回数、人証調べの時期の目安について協議する。
- ・ 早期の段階で大まかに今後の進行予定（主張整理終了、陳述書提出、人証時期）について確認する。

○ 2, 3期日後までの進行予定確認、期日の一括指定

- ・ 次回期日を指定する際に、2, 3期日後位までの大まかな進行予定について話し合う。
- ・ 争点整理の終盤において、あと2, 3期日で争点整理が終了する見込みであることを確認し、期日を一括して指定する場合がある。

○ 年間スケジュールの確定

- ・ 長期化した合議事件においては、1年間のスケジュールを先に確定させる、弁論終結時期を含めて、複数期日をあらかじめ定めるなどの工夫をしている。

○ 証拠調べ期日の早期指定

- ・ 証拠調べ前期日を早めに入れ、その期日から逆算して審理計画を立てる。

○ 進行協議期日の活用

- ・ 弁護団が形成されている事件などでは、進行協議期日において、審理計画・進行方針の協議、当事者の準備状況の確認等を行う。

2 争点について当事者との間で共通認識を醸成するための工夫

(口頭議論の活用)

(1) 弁論準備手続期日等で口頭議論を行う際に、その前提として、ノンコミットメント・ルール（※）等について当事者と認識を共有していますか。

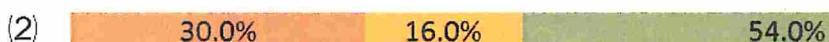
※ 暫定的な発言は撤回可能なものとし、裁判所は当該発言をもって心証形成することはなく、相手方も当該発言を準備書面で引用するなどしないこと。

■ア ■イ ■ウ



(2) 期日での相手方の仮定的発言を引用するなどノンコミットメント・ルール等の前提に反する内容を含む書面等が提出された場合、当該部分を陳述させないなどの対応をしていますか（法148条2項参照）。

■ア ■イ ■ウ



(争点整理の結果の記録化・共有)

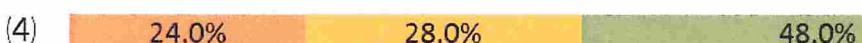
(3) 争点整理手続において、期日ごとの到達点を当事者との間で確認していますか。

■ア ■イ ■ウ



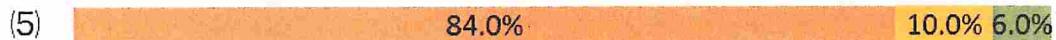
(4) 確認した到達点を各期日調書に記載していますか（規則67条3項、88条4項）。

■ア ■イ ■ウ



(5) 争点整理終了時に当事者との間で争点の確認をしていますか（法165条1項, 170条5項）。

■ア ■イ ■ウ



(6) 確認した争点について調書に記載していますか（規則86条1項, 90条）。

■ア ■イ ■ウ



(7) 事件や審理の段階に応じて争点整理手続の調書に記載すべき事項を検討し, 検討結果やそれを踏まえた期日への立会いの要否について, 書記官と認識を共有していますか。

■ア ■イ ■ウ



(8) 期日外釈明を行った場合の記録化の必要性（規則63条2項）について, 書記官と認識を共有していますか。

■ア ■イ ■ウ



(9) 争点整理手続終了時に当事者から争点整理の結果に係る要約書面の提出を求めていますか（法165条2項, 170条5項, 176条4項, 規則86条2項, 90条, 92条）。

■ア ■イ ■ウ



(その他)

(10) その他、争点について当事者との間で共通認識を醸成するために行っている工夫があれば記載してください（自由記載）。

- 事実経過の一覧表、争点整理表、主張整理案、ブロックダイアグラム等の活用
- 争点をメモにして早期に配布
 - ・ 判決書に争点として掲げる項目の一覧をメモとして早期の段階で配布し、進行に応じて適宜変更を加える。次回までの準備事項についても、これを引用する形で記載している。
- 期日で議論する点をメモとして配布
 - ・ 期日において、確認したい点、釈明を求める点等を記載したメモを配布している。
- 口頭議論の充実、心証開示
 - ・ 期日で、争点の軽重や判断の見通しを説明し、さらに立証が必要であると考えている点を指摘して、当事者と意見交換をする。
 - ・ 裁判所が争点として考えている事項を挙げ、裁判所・当事者間で認識にずれがないかを口頭で確認する。
 - ・ 期日において、調書に残さない形で、争点及び証拠関係について、ざっくばらんな議論を行う。
 - ・ 期日において、こまめに暫定的心証を示し、証拠評価を踏まえた議論を行う。
 - ・ 関係図、主張の骨子、重要な事実等をホワイトボードに記載し、議論を行う。
- 期日の結果を事後的に連絡
 - ・ 期日で確認した争点、次回までの準備事項について、ファクシミリなどを用いて、事後的に連絡する。

3 準備書面

(記載内容等)

(1) 準備書面について、請求原因、抗弁及び再抗弁とそれらに関する間接事実との区別（規則79条2項）、否認の理由の記載（同条3項）、要証事実ごとの証拠の記載（同条4項）の各規定を踏まえた記載を当事者に求めていますか。

■ア ■イ ■ウ



(2) 準備書面について、相手方が準備するのに必要な期間をおいた提出が求められていますか（規則79条1項）を踏まえて提出期限を定めていますか。

■ア ■イ ■ウ

0.0% 4.0%



(3) 準備書面の提出期限を定める際、当該書面で主張すべき具体的な内容を踏まえて必要な期間を検討した上で提出期限を定めていますか（法162条）。

■ア ■イ ■ウ

0.0% 2.0%



(4) 準備書面に記載を求める内容について確認した場合に、その書面の分量の目安を設けていますか。

■ア ■イ ■ウ

0.0%



(準備書面の提出期限遵守の確保)

(5) 提出期限を遵守させるための督促等の工夫を行っていますか。

■ア ■イ ■ウ



(6) 提出期限が遵守されなかった際、期日において当事者に注意喚起等を行っていますか。

■ア ■イ ■ウ



(その他)

(7) その他、準備書面の内容の充実や提出期限の遵守のために行っている工夫があれば記載してください（自由記載）。

(準備書面の内容の充実)

○ 準備書面に書くべき点を明確化

- 裁判所が関心を持っている事項を明示し、準備書面に記載するように求める。
- 漠然と反論を促すのではなく、期日において意見交換をし、裁判所の関心や疑問点を伝えて、どの点に力点を置いて準備すれば良いかを伝えている。
- 次回までに準備する事項については、詳細に調書に残す。
- 準備すべき事項が多岐にわたる場合などでは、次回までに準備すべき事項をまとめたメモを期日直後に双方代理人にファックスで送付している。

○ 争点との関連性が乏しい記載を指摘

- 争点との関連性が乏しい記載については、明確にその旨を伝える。

○ 証拠の積極的な引用を求める

- 準備書面に証拠の積極的な引用を求ることで、証拠に沿わない主張が膨らまないようとする。

○ 目次作成（準備書面が大部の場合）

(準備書面の提出期限の遵守)

○ 提出期限を設定する際の工夫

- 提出期限は、まず代理人自身に決めてもらう。
- 相手方当事者に、どの時点までに提出されないと期日前の準備に差し支えるかを確認し、日付のみならず時刻を明示した上で提出期限を定める。
- 機械的に一ヶ月とするのではなく、準備する内容に応じて期限を設定する。
- 全事件について、原則として準備書面の提出期限を特定曜日の特定時刻に設定する旨の取り決めを全庁的に行い、代理人に提出期限を意識させる。
- 提出期限では、時刻まで定める。

○ 督促の方法

- 裁判官自ら督促する場合もある。
- 電話で事務員に対し、提出予定を折り返し連絡されたい旨を伝える。
- 準備書面に記載すべき内容を記載して、ファクシミリで催促する。
- 常習的に期限を守らない代理人に対しては、期限前でも準備状況を確認する。
- 準備すべき内容、期限をチャット欄に記載する。

○ 期限を守れなかった場合の方策

- 提出期限を遵守できなかった理由を尋ね、調書に残す。
- 提出が遅れた理由を期日で説明させた上で、期日を延期し、数日後に次回期日を指定する。相手方が読む時間のない分量の場合は、1週間以内に新たな期日を指定

する。

- ・ 提出遅延が続いた場合には、調書に、次回までに準備できない場合には、時機に後れたものとして却下する旨、又は主張させない旨を記載する。
- ・ 提出期限が守られない場合は、守られないこと自体ではなく、事前に提出期限を守れることの連絡がないことを指摘する。

4 証拠（※ 書証の整理を想定して回答してください。）

(1) 自白が成立していることや、争点との関連性がないといった場合に、必要がないとして証拠を取り調べないことはありますか（法181条）。

■ア ■イ ■ウ

(1) 12.0% 18.0% 70.0%

(2) 証拠を取り調べるに際して、準備書面等で要証事実との関係が明らかになっているかを確認していますか（規則53条1項、80条1項）。

■ア ■イ ■ウ

(2) 64.0% 16.0% 20.0%

(3) その他、証拠を整理するために行っている工夫があれば記載してください（自由記載）。

○ 主張との関連性の明確化

- 立証趣旨に不明点等のある証拠は、期日において、口頭で補充説明を求め、場合によっては取り調べを留保し、整理して提出し直させる。

○ 準備書面における適切な引用

- 準備書面において、要証事実ごとの証拠引用を丁寧に行うように求めて、当事者に必要かつ適切な証拠が準備されているかを意識させるようにしている。

○ 争点の一覧を記載したメモに証拠を付記

- 争点の一覧を記載したメモに、証拠を付記する欄を設け、争点と証拠の関連性を明確にする。

○ 証拠説明書の充実

- 証拠説明書の内容を確認し、不足がある場合には訂正をしてもらってから証拠を取り調べる。特に、立証趣旨を充実させるように指示する。

○ 争点整理表・争点整理案の活用

- 争点を表形式で整理し、その際に関連書証の記載欄に記載してもらう。

○ 提出前の代理人同士の調整

- 相手方の認否によっては不要となる証拠については、事前に期日間で、代理人同士で確認するように依頼し、相手方が争う部分に限り提出させる。
- 事実の認否を先行させ、争いのない部分についての証拠を提出させない。

○ 証拠の分類

- ①不法行為の成否、②前提となる文献、③損害などに証拠を分類し、甲A号証、甲B号証、甲C号証などに分けて提出してもらう。

○ 関連箇所にマーカーを活用

○ 証拠の整理・再提出

- 本来ひとまとめであるべき書証がばらばらに提出された場合には、取り調べを留保し、整理の上再提出させる。

○ 書証の取り調べを最後に行う

- 書証の取り調べを最後にまとめて行い、その際関連性の低い証拠は取り調べない。

5 専門的知見

(1) 専門的知見が必要な事案において専門委員を活用していますか。

■ア ■イ ■ウ



(2) 専門的知見が必要な事案において付調停を活用していますか。

■ア ■イ ■ウ



(3) その他、専門的知見の獲得のために行っている工夫があれば記載してください（自由記載）。

○ 説明会の開催

- 専門的知見に詳しい当事者・担当者に出頭を求め、前提知識等について説明を受ける。

○ 調査嘱託等の活用

- 行政機関、業界団体等に嘱託し、資料の提出を求める。

○ 文献の提出

- 専門的な文献ではなく、事案の前提となっている基本的知識に関する文献の提出を求める。

○ 専門用語を整理した表の作成

○ 理解容易な陳述書の作成

○ 専門家の意見書の提出

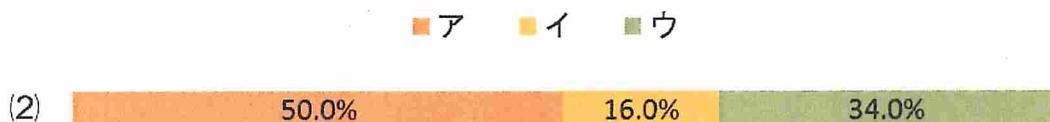
【争点・証拠整理終了から人証調べ段階について】

(争点・証拠整理の結果の確認)

(1) 口頭弁論期日での弁論準備手続の結果陳述において、争点・証拠整理の結果等を具体的に当事者において確認させていますか（法173条、規則89条）。

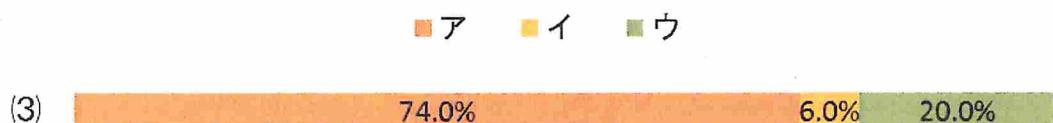


(2) 当事者から提出された尋問事項書が争点・証拠整理の結果を踏まえた内容となっているか確認していますか（規則107条）。

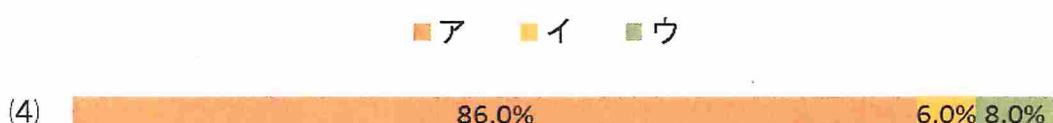


(時機に後れた攻撃防御方法の却下等)

(3) 寻問で使用する文書（弾劾証拠を除く。）について尋問期日の相当期間前までに提出するよう当事者に求めていますか（規則102条）。



(4) 争点整理手続終了後（証拠調べ期日等）に新たな証拠が提出された場合、当事者に争点整理手続において提出できなかった理由の説明を求めていますか（法167条）。



(5) 時機に後れた攻撃防御方法の却下を活用していますか（法157条1項）。



(その他)

(6) その他、証拠調べ期日を充実させるために行っている工夫があれば記載してください（自由記載）。

○ 争点及びそれを踏まえた人証による立証対象の確認

- ・ 争点整理手続終了時に、裁判所が考えている立証構造、問題意識を説明し、裁判所が人証で何を期待しているかを双方代理人に意識させる。
- ・ 争点整理結果を踏まえて、人証の必要性、順番、時間配分を議論する。

○ 尋問事項の厳選

- ・ 周辺事情はできる限り陳述書に盛り込ませ、尋問の内容は争点に関する事項に集中させる。
- ・ 相手方提出の陳述書を踏まえた反論の陳述書を提出させることにより、尋問時間の圧迫を避ける。
- ・ 尋問時間を争点に見合った短めの時間に絞らせる。

○ 重点を置く部分の時間配分の確認

- ・ 尋問事項書に記載された尋問事項の中で重点を置く部分とその時間配分について協議する。

○ 反対尋問、補充尋問の充実

- ・ 反対尋問の時間を充実させ、主尋問の2倍程度まで許容する。

○ 陳述書の充実

- ・ 争点に関して、より具体的な内容が記載された陳述書の提出を求める。

○ 証拠調べ期日までに、判決の事実整理部分を起案、主張整理案、時系列表の作成

○ 証拠調べ期日冒頭での争点の確認

○ 尋問で使用する書証の提出

- ・ 尋問で使用する書証（ただし、弾劾証拠を除く。）の提出期限を定め、当該期限までに必ず提出するように促す。

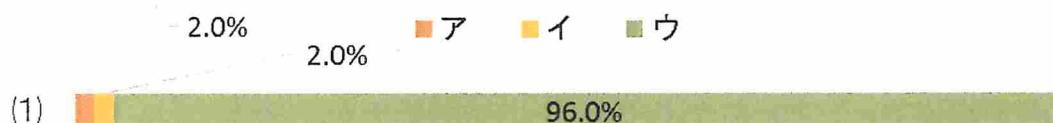
○ 同一期日の再尋問

- ・ 尋問を終えた人証について、後の人証の結果を踏まえて、再度同一期日で尋問を実施する。

【和解・判決について】

(和解)

(1) 和解協議において、合意に至る前提として当事者の話を時間をかけて聞く必要がある場合などに付調停を活用していますか。



(2) 和解において、感情的な対立等により最終合意には至らないが、裁判所が決定という形で判断を示せば当事者が受け入れる可能性がある場合などに、調停に代わる決定（民事調停法17条）を活用していますか。



(判決)

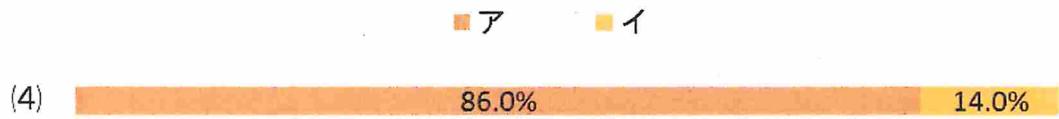
(3) 争点・証拠整理段階において、判決の作成に有用な一覧表の作成等を行っていますか。

- ア 主に裁判所が作成している
- イ 主に当事者に作成を依頼している
- ウ 作成したい又は作成を依頼したいがいい路がある
- エ あまり作成していない



(4) 判決起案において旧様式判決を活用することはありますか。

- ア 活用することがある
- イ 活用することはない



(5) 部内で旧様式判決と新様式判決の異同等について協議したことはありますか。

ア 協議したことがある

イ 協議したことはない

■ア ■イ

